ご報告と支援の願い

令和３年５月６日

弁護士　内　野　経　一郎

神官の稲貴夫さんが、勤務先神社本庁に対し起こした解雇無効確認の裁判に勝訴されました。

判決の論旨も明確ですが、何といっても、腐臭漂うがごときに職場への嫌悪感を抑えて、神社本庁という職場内で解決を求める冷静な対応が「疾風に勁草を知る」が如くです。

困難な事態への謙抑的対処が、神官のあるべき姿として素晴らしく、神社界の至宝として、我々「我国の歴史と伝統の下での生活を生き甲斐とする者」の指導者として、神社の世界に復権していただきたく、神社界の方々に応援を求めて判決資料の一部を届け致します。

添付書類

１　神社本庁職員懲戒解雇無効確認訴訟判決の概要と要点
　　令和３年４月７日神社本庁の自浄を願う会作成（会長は高池勝彦弁護士です。）

２　福島県神社庁の要望書

尚、判決原文の写しは私の手許にあります故、御要望あれば直ちにお届けします。

神社本庁職員懲戒無効確認訴訟　判決の概要と要点

令和３年４月７日「神社本庁の自浄を願う会」

提訴　平成２９年１０月１７日　判決　令和３年３月１８日　東京地方裁判所

神社本庁が川崎市麻生区に所有していた百合丘職舎の売却をめぐり、背任行為があったことを指弾する告発文書を作成、交付したことなどをめぐり、懲戒処分を受けた元部長の稲貴夫（懲戒解雇）、瀬尾芳也（減給降格）両氏が、処分の無効確認を求めて神社本庁を提訴していた裁判の判決が、令和３年３月１８日、東京地方裁判所で言い渡されました。判決は原告の請求をすべて認めるものでした。判決文は本文８８頁、別紙６頁にわたりますが、以下に判決文の構成に沿って概要と要点をまとめましたので、判決内容のご理解にお役立て下さい。

「主文」（1 頁～2 頁）　第 1 項～第 8 項で構成、概要は次の通り

判決主文は、下記の通り原告の請求をすべて認める完全勝訴の判決である

☆被告が、原告の稲・瀬尾両氏に課した懲戒処分が無効であること（第１項、第３項）

☆被告は、原告の稲・瀬尾両氏に対し、それぞれ雇用契約に基づく賃金相当額、懲戒処分により減額された賃金相当額を支払うこと（第２項、第４項、第５項）

※その他、裁判費用の被告負担（第７項）、仮執行宣言（第８項）も認められる。第２項、第５にある年５分、年３分とは、民法の改正に伴う法定利息の変更によるもので、第６項も含めて判決の主旨と直接の関係はない。

「事実及び理由」（2 頁～88 頁）　下記の第 1～第 4 の四項目及び別紙 1～4 で構成

第１　請求（2 頁）

原告の裁判での請求内容を記載

第２　事案の概要（2～28 頁）

「前提となる事実」及び「争点及び争点に関する当事者の主張」を記載

第３　争点に対する判断（28 頁～87 頁）

判決文の大半を占め、双方の主張に対する裁判所の事実認定と判断を記載

第４　結論（87 頁～88 頁）

別紙 1「檄－己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」

別紙 2「神社本庁関係者の関与する背任・反社会行為についての嘆願」（嘆願書）

別紙 3「ディンプルと神社本庁接触の契機」

別紙 4「平成 29 年度職員俸給級号」

上記判決文中、**「第2　事案の概要」における“被告が主張する解雇、処分の理由”**及び判決理由が記されている**「第3　争点に対する判断」における“主要な裁判所の事実認定”**について、必要な箇所に解説を付しつつ、その概要と要点を次項より記載する。

「第２　事案の概要」における“被告が主張する解雇、処分の理由”

被告が主張する原告稲の解雇理由

解雇理由１　原告稲は平成２８年１２月頃、本件売買に関し、**本件文書「檄－己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」**を作成し、これを小串副総長、櫻井理事に手交し、広範囲に伝播させた。本件文書は具体的な証拠もないまま、田中総長、打田会長、小野部長、眞田部長及び牛尾課長が組織的な背任行為を行い、隠蔽を行っていると決めつけ、同人らの社会的評価を低下させる事実を摘示し、名誉を棄損するものであり、原告稲の行為は懲戒事由に該当する。正当な内部告発は、①告発の内容が真実であるか、又は真実と信じるに足りる相当な理由があること　②目的が公益性を有するか、少なくとも不正な目的又は加害目的でないこと　③手段、態様が相当であることを要するが、原告稲の行為は、①**本件調査報告書**が示す通り、いずれも根拠となる証拠はなく、背任行為には真実性も真実相当性もない。　②本件文書は扇動、人格攻撃、組織秩序破壊、多数派工作による田中総長らへの加害目的で行われたもので、公益性がなく、正当な目的とは言えない。　③本件文書の交付によってその内容が広範に伝播し被告に対する社会的評価が低下したのであり、手段としての相当性もない。

> **解説　本件文書「檄－己自身と同僚及び諸先輩方を叱咤し、決起と奮起を求める」**は、原告稲が百合丘職舎の売却には背任行為があったとして、それに関わった田中総長、打田会長をはじめ職員の名前をあげて告発、指弾した文書で、判決文に別紙１として添付。この文書の作成と交付が正当な内部告発に当たるかどうかが、裁判の争点となった。

> **解説　本件調査報告書**は百合丘職舎売却の妥当性の調査を目的に、神社本庁が設置した調査委員会の報告書。平成 29 年７月に売却は妥当であったとする報告書が提出され、本報告書を根拠に神社本庁は、稲、瀬尾両氏に懲戒処分を下した。原告側は裁判で、この報告書は信頼に足らないと主張し、本判決も後述の通り、この報告書は「事実に照らし採用できない」と判断。

解雇理由２　原告稲は本件文書への関与を否定し続けたために、被告の業務に著しい支障が生じたのであり、原告稲の行為は懲戒事由に該当する。

解雇理由３　原告稲は、平成２９年３月後半頃、警視庁公安第三課に属する警部補に対し、**「嘆願書」と題する文書及び本件文書を含む被告の内部資料を交付**して情報漏洩を行った。その中には、「ディンプル社がヤクザから資金を調達した」「被告がディンプル社に短期貸し付けを行った」などの虚偽情報が含まれていた。これらの行為は、根拠の無い疑惑を生じさせ被告の社会的評価を低下させる行為であり、懲戒事由に該当する。

> **解説　「嘆願書」と題する文書及び本件文書を含む被告の内部資料を交付‥‥**　原告稲は、ａからｊまで、本件文書を含む９種類の文書及び内部資料を交付した。その内、ディンプル社と反社勢力との関係などを記したａ「嘆願書」、ｊ「ディンプル社と神社本庁接触の契機」と題する文書が、判決文に別紙２、３として添付されている。

解雇理由４　**本件調査報告書**によって本件売買に関する背任行為が否定されたにもかかわらず、原告稲は、何らの反省も示さず、自宅待機中、田中総長宛に二回にわたり質問状を送付した。この行為は、被告の職場秩序を乱すものに他ならない。

以上の行為は**犯罪行為も含み、反組織的で悪質な非違行為**である。**原告稲は神職の資質を欠き、被告の組織にとどめることは、被告の宗教活動を阻害**する。懲戒処分が司法判断で認められなければ**被告の信教の自由及び宗教的結社の自由が侵害**されるので、**本件解雇は社会通念上相当**である。

被告が主張する原告瀬尾の処分理由

処分理由１　原告瀬尾は百合丘職舎売却に関して、財政部長として売却の必要性、方法、売却先及び売却額等について自ら判断し進めたにもかかわらず、役職員やディンプル社から不当な圧力があったかのような事実と異なる発言をした。この発言により、被告の業務の信頼が棄損され、信用を低下させたことは懲戒事由に該当する。

処分理由２　田中総長及び秘書部長から尋問を受けていることに関し、懇親会の席で部下の面前で、「総長は稀代の大馬鹿者だ」と発言するなど、上層部の信用を失墜させ職場秩序を乱したことは、懲戒事由に該当する。

処分理由３　原告瀬尾は、木田部長、ディンプル社との面談を録音し内容を記録した文書を警視庁公安の刑事と接触していることを知りながら原告稲に渡し、外部に情報漏洩させた。業務の一環である面談内容を承諾なしに外部に提供したことは情報漏洩に当たり、懲戒事由に該当する。

処分理由４　本件調査報告書によって、不正の事実が認められないと報告されたにもかかわらず、原告瀬尾は、何ら反反省せず、自宅待機中、田中総長宛に質問状を送付した。その記載内容に照らせば、原告瀬尾は、被告の業務を混乱させる意図があり、懲戒事由に該当する。

以上から、**本件処分は社会通念上相当**である。

「第3　争点に対する判断」における“主要な裁判所の事実認定”

「第３　争点に対する判断」は、「１　事実認定」「２　争点⑴－原告稲に対する本件解雇の有効性」「３　争点⑵－降格処分併科の権限の有無」「４　争点⑶－原告瀬尾に対する本件処分の有効性」からなるが、判決内容と直接関係のない３を除く１、２、４の概略、要点を以下に記載する。

1　認定事実　28 頁～56 頁

裁判所が事実として認定した事柄を⑴～⒁の 14 項目に分けて記述している。⑴～⑺が事件の背景事情や百合丘職舎売却を含む関連する出来事の事実経過、⑻～⒁が懲戒処分に至る事実経過である。その内、「⑵全国神社会館の売却等」では、財団新施設の取得にディンプル社が介在したこと（エ　31・32 頁）、ディンプル社と指定暴力団との関係（カ　32・33 頁）などが具体的に記載されている。

2　争点(1)－原告稲に対する本件解雇の有効性　56 頁～84 頁

解雇理由 1～4 について、それぞれ相当性を検証し、解雇は無効と判断。

⑴解雇理由 1 について

その行為があり、それが被告の信用を棄損するなどの行為であるとした上で、懲戒の有効性については**公益通報者保護法の趣旨に照らした検討**が必要であるとして、その検討を進め判断している。

> **解説　公益通報者保護法**は、公益通報者を保護し公益通報の機会を保障することが、国民生活の安定などに資するとの趣旨で、公益通報を理由とする降格、減給その他不利益取扱いを禁止する法律。労働者が法令違反行為の通報を行った場合、通報内容の真実性を証明できなくても、
> ①通報内容が真実であるか、又は真実と信じるに足りる相当な理由があり、
> ②通報目的が、不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、
> ③通報の手段方法が相当である場合には、
> 当該行為が被告の信用を棄損し、組織の秩序を乱すものであったとしても、懲戒事由に該当せず又は該当しても違法性が阻却される。

①本件文書の真実性及び真実相当性(エ 61～74 頁)について

(ア)売却の方針に任務違背は認められず、(イ)随意契約としたことに任務違背はないが、

(ウ)**「本件売買の価格は一般的な取引価格より低額であり、かつ、代金決済の方法が買主に有利であること」**を理由をあげて認定。加えて、売買契約書及び合意書の内容から、売買価額が一般的な取引価格より低額にもかかわらず、ディンプル社の資金調達に配慮した約束とすることに、被告には何らの利益も見いだせないとし、**「百合丘職舎売却に関する調査報告書は、本件売買の価格は低額とはいえないと判断しているが、以上の事実に照らし採用できない」**と判断。

(エ)**「本件売買の価格決定及び承認の過程において取引通念上不審な点があること」**

不動産鑑定書、ディンプル社との売買契約書・同意書の内容などから、**「庁規の趣旨からも、取引通念からも、かけ離れた手続であった」と認定。**

(オ)**「高橋社長が経営するディンプル社及びメディアミックス社が、本件売買以前にも、被告及び被告と関係の深い法人との取引などで利益を得ていたこと」「これらには高橋社長と親しい打田会長が関与したものがあったと認められる」と認定。**

(カ)「原告瀬尾が、田中総長及び牛尾課長から、ディンプル社へ売却するよう示唆を受けたこと」を被告側は否定しているが、**「田中総長及び打田会長(の意を受けた牛尾課長)から、百合丘職舎をディンプル社に売却するよう示唆を受けた旨の原告瀬尾の供述は、十分信用に足りる」と認定。**そして、(キ)背任行為は認められないが、

(ク)**「背任行為などの一部の事実につき、真実であると信じるに足りる相当の理由があること」を、**(ウ)(エ)(オ)(カ)の事実に加え、**原告稲が次の事実を認識していたことを示した上で認定。**

- 平成 27 年 1 月の部長会で小野部長、眞田部長が原告瀬尾に**百合丘職舎売却を急がせた**
- 原告瀬尾から、ディンプル社に売却するよう**示唆を受け方針転換**したことを聞いていた
- **青山、中野職舎**のディンプル社への売却及び即日転売、**財団新施設購入**の際の**ディンプル社の関与**、メディアミックス社の**雑誌販売(季刊誌『皇室』)への関与**、ディンプル社の**高橋社長がメディアミックス社の社長**でもあること、**高橋社長と打田会長が親しい**こと、**牛尾課長が打田会長の長年の部下**であることなど。

これらのことから、**田中総長及び打田会長が、本件売買に関して背任行為を行ったこと**について、**「これを真実と信じるに足りる相当の理由があったと言える。」と認定。**

②通報目的が不正の目的でないといえるか(オ 74・75 頁)について

原告稲は、被告の組織内部で是正を求めることは困難であったため、本件文書を交付することで是正しようとしたものであるとし、**「被告の評議員の多数決によって選ばれる総長の地位について、多数派を形成し選挙で人事を一新しようとすることは正当であり、不正な利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他不正の目的であるとは言えない。」**と認定。「原告稲が、被告の組織内部で背任疑惑について調査を求めたり、自ら調査を行ったりすることは困難であったと言える。また、**作成者を明らかにした文書による言論によって、被告の理事及び評議員に働きかけて多数派を形成しようと努めることは、**(略)**被告の庁規に則った正当な行為であり、クーデターや組織破壊行為などとは評価できない。**」と判断。

③通報の手段方法が相当であるといえるか(カ 75 頁)について

(被告の職員に対する通報では、証拠が隠滅又は偽造・変造される恐れ、自分が懲罰を受ける恐れ、調査が実施されない恐れがあり)**「その手段はやむを得ない相当なものであった」**と判断。

⑵**解雇理由2について**

その行為があり、懲戒事由に該当するとした上で、その行為を重視できない、と判断。

⑶**解雇理由3について**

その行為があり、その行為が、被告の情報を漏洩し、被告の評価を低下させるなどの行為である、とした上で、公益通報者保護法の趣旨に沿った検討が必要である、と判断。そして、

(ア)　真実と信じるに足りる相当の理由があること

本件財団が新施設を購入する際、**ディンプル社が不当な利益を得た**こと、これに**打田会長が関与した**こと、また、その際に**ディンプル社が資金を借りた者が稲川会系暴力団に所属する者であったことなどの事実**は、原告稲においてこれを**真実と信じるに足りる相当の理由がある**と認定。

(イ)　不正な目的はなく、手段の相当性があること

「**原告稲の行為の目的は、**犯罪を捜査する権限を有する機関に対し、事案解明の協力を求めるというものであり、②不正な利益を得る目的、他人に損害を与える目的、その他不正の目的ではないし、③その手段は、犯罪捜査の権限を有する機関に所属する守秘義務を負う警察官に対する相談であり、**相当なものであった**」と認定。

⑷**解雇理由4について**

懲戒事由に該当するとはいえない、と判断。

⑸**解雇とすることの社会通念上相当性**

「本件解雇は、懲戒権の行使が、客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠くものであり無効である」と判断。被告の「宗教活動を阻害し、被告の信教の自由や宗教的結社の自由が侵害されることとなる」との主張は、**被告は、庁規を始めとする諸規定により職員を規律してきたのであり、信教の自由や宗教的結社の自由を侵害する事態となるとは認め難い**と判断。

4　争点(3)ー原告瀬尾に対する本件処分の有効性　85 頁～87 頁

処分理由 1～4 について、それぞれ相当性を検証し、処分は無効と判断。

⑴**処分理由 1 について**

「事実を述べたものであり、懲戒事由に当たるとは認められない」と判断。

⑵**処分理由2について**

この行為があり、懲戒事由に該当する、と判断。

⑶**処分理由3について**

原告瀬尾が、交付文書が「警察官に交付されることを予期したり、容認していたと認めるに足りる証拠はない」とし、文書を交付した行為は、「被告の職員間の情報の伝達であり、外部への情報漏洩ではない」ので、情報規程に反する行為とはいえず、「懲戒事由に該当しない」と判断。

⑷**処分理由4について**

「懲戒事由に該当しない」と判断。

⑸**本件処分の相当性の検討**

処分理由 2 に係る行為は「秩序を乱す行為といえるが、宴席における一回限りの発言であり、発言については、後に謝罪しているので、降格とすることは重きに失する」と判断。

故に本件処分は、懲戒処分としての客観的合理的な理由がなく、社会通念上相当性を欠き無効と判断。

以　上

要望書

この度の「元神社本庁職員による地位確認訴訟」の被告神社本庁敗訴地裁判決を受けて、判決日の三月十八日本庁役員会において控訴及び供託金の支出が議決されました。原告勝訴により地位の確認がなされるとともに、懲戒解雇と降格された職員に対し、未払い給与の支払いと、裁判費用の支出が命令されました。私どもは以下の理由により直ちに控訴を取り下げ、神社界に拭いきれぬ汚名を負わせる事態を招いた神社本庁役員全員の辞任を要望致します。

一、本庁役員会において控訴反対の立場を表明された地区選出理事も多いと承っており、地方神社関係者の大半は、裁判の長期化につながる控訴を望んでいない事から、鷹司統理様がご挨拶の中で再三述べられている「神社界の様々な意見を集約し、議論を尽くして欲しい」との強いお気持ちの趣旨が生かされていない事態を深く憂慮する。更に、判決当日役員は百頁にも及ぶ判決文の内容を熟知の上、控訴決定されたのか、速やかに回答いただきたい。

二、地裁判決の内容を見、法律の専門家の意見を聞く限り、今回の地裁判決は裁判官による緻密な審理による極めて合理的なものと評価すべき内容であり、控訴審で覆る余地は限り無くゼロに近いとのこと。勝ち目が無い裁判を継続する事により生ずる莫大な裁判費用は、全国神社からの負担金から支出され続けることになり、到底、看過出来るものではない。よって百合ヶ丘職員宿舎の、正当でない売買によって被った損失額と、判決によって下された未払い金給与及び弁護士費用・訴訟費用は、平成二十七年十月二十一日開催時以降の本件の事案に同意した神社本庁役員が負担する事を要望する。

三、今回の地裁判決文には、土地取引に関わる業者の反社会勢力（暴力団）との繋がりが明らかにされている。控訴により、更に神社界に対し社会からの批判が強まることは必定である。その原因は、基本財産の約一割七分に相当する物件を、公平な入札制度を導入せず、反社会勢力との繋がりがある業者と随意契約に持ち込んだ事であり、不信感を抱かれて当然、しかるに此の件を画策し、役員を扇動した田中総長の責任は重大である。

四、一審の審理中より、マスコミ報道では、日本の国体維持や憲法改正の為、努力してきた前安倍晋三総理と打田神政連会長が緊密な関係にあり、政治資金の環流の憶測も流れ、この事件を契機に自民党と安倍前総理批判に拍車が掛かり、ひいては天皇制批判、憲法改悪阻止に利用されようとしている。その影響は地方の神社にも及び、今現在も既に散見される総代の神社批判、神社離れがいよいよ強まり、今後の国民運動はもとより、神社運営にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

五、一審における被告（神社本庁）主張の中に、最高裁に持ち込む為に、今回の判決が憲法の政教分離原則に抵触するかの如き部分があるが、論点のすり替えにより、裁判の長期化を目論む戦略と言わざるを得ない。こうした荒唐無稽とも言える準備書面を作成した責任は総長以下役員にあることは明確である。控訴に及ぶとなれば、被告ら首脳部の延命行為は明白であり、全国神社より納入された貴重な本庁財産を無駄に支出する事は許されない。

六、本庁敗訴のニュースに対するネット世論の反応は、本庁首脳部を介して神社界に対する批判が大方を占めておりこうした状況が続けば、社会の神社に対する見方に悪い影響を与える事は必定である。更に今日まで有名神社が本庁の運営に不満を持ち離脱しており、今回敗訴し控訴する事となれば、離脱する神社は増え、神宮を始め神社界に対する批難と神社離れをする氏子は増大し、心の拠り所とする神社の権威は、失墜するばかりでなく、コロナ禍の中、減収を余儀なくされ、真面目に日々の奉仕に励む地方神社の経営まで多大な影響を及ぼす恐れがある。

七、神社本庁を私物化し、貴重な財産を低価格で処分し、その利益の還流を得たと思われる行為により、神社界の成し遂げるべき重要な諸課題の解決に対しても、困難を極める事態を迎える事は必定である。このような事態を招いた田中総長と、本件に重要な役割を果たした神政連打田会長の、任期を待たずしての即刻退陣を要望する。

八、神社界唯一の言論を交える場である「神社新報」が今回の裁判報道においては、肝心な事実認定の部分が掲載されず、反対意見の掲載にも消極的な姿勢が見られることは残念な限りである。神社界の中立公正な新聞として、全国神社関係者が求める裁判の早期終結を言論で導いて頂きたいと望むものである。

令和三年四月二十日

評議員　福島県神社庁長　丹治正博
評議員　福島県神社庁副庁長　佐藤大和
評議員　福島県神社庁副庁長　宮本孝
評議員　福島県神社総代連合会長　高坂成歩
神道政治連盟福島県本部長　安部匡俊

神社本庁
統理　鷹司尚武　様